

家庭での保育のお願い

令和2年4月16日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が全都道府県に拡大されました。

本市は、県内で最も感染者数が多いこと、店舗等が密集しており感染拡大の可能性が高いこと、また県内で人口が最も多いこと等から、本市において感染拡大防止に万全を尽くすことが、県内の収束に向けて重要であると考えております。

現在、保護者の皆様には、可能な限り児童の登園を自粛し、家庭での保育を行っていただいているところです。

しかしながら、本市でも新型コロナウイルスによる感染者が連日のように確認され、本市のリスクレベルにおける最高レベルの「レベル4特別警報」に極めて近い瀬戸際の状況です。

このような状況を踏まえ、保育所等への登園自粛要請期間を5月31日まで延長することといたしました。

保護者の皆様に改めてお願いいたします。

感染拡大を防止し、お子様、ご家族、大切な方の感染リスクを低減させるために、可能な限り家庭での保育をお願いいたします。

また、この取り組みの推進には、事業主の皆様のご協力が欠かせません。

そこで、事業主の皆様に対し、感染拡大防止という趣旨をご理解いただき、子育て中の従業員の休暇取得について、特段の配慮をお願いしておりますことを併せてお伝えいたします。

熊本地震に続くこの難局を、全ての市民の皆様が一丸となって、乗り越えていきましょう。

令和2年4月24日 熊本市長

大西一史